

事務連絡
令和4年8月25日

各	特別養護老人ホーム	}	施設長 様
	養護老人ホーム		
	軽費老人ホーム		
	有料老人ホーム		
	サービス付き高齢者向け住宅	}	管理者 様
	介護老人保健施設		
	介護医療院		
	介護療養型医療施設		
	認知症対応型共同生活介護		

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班

高齢者施設（入所施設）職員等に対するPCR検査について

日頃、新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底に御協力いただきお礼申し上げます。
県では、高齢者施設の職員及び新規入所者等に対するPCR検査事業を8月末まで実施することとしていましたが、これを下記のとおり延長する予定です。

なお、正式な通知につきましては、追って送付しますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 高齢者施設職員へのPCR検査
 - ・週に1回PCR検査を無料で受検できます。
 - ・令和4年9月末まで延長することとしました。
 - 2 高齢者施設の新規入所者等を対象としたPCR検査
 - ・令和4年9月末まで延長することとしました。
 - ・お手元に未使用のキットがある場合は（にしたんクリニックのキット）、9月中においても引き続き使用できます。
- ※有効期限が切れたキット（令和4年3月までに配付）は使用せず、各施設で廃棄してください。なお、廃棄に係る費用については、施設負担となります。**
- ※検査の実施方法や申込方法等については、8月実施分と同様とする予定ですが、追って正式な通知で御案内いたします。
- ※千葉市、船橋市、柏市に所在する施設は対象外となります。

【担当】

千葉県健康福祉部高齢者福祉課地域活動推進班
野村 齋藤
043-223-2342
kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp